

# 『男女の賃金の差異』

令和6年度

令和7年6月1日

当法人の男女の賃金の差異について公表いたします。

区 分	男女の賃金の差異
	※男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	69.0%
うち正社員	66.1%
うちパート職員	79.6%

- ・対象期間 : 令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- ・正社員 : 常勤職員
- ・パート職員 : パートタイマー、アルバイト、有期雇用契約者
- ・賃金 : 基本給・超過勤務・賞与等を含み、退職手当・通勤手当等は除く

## ■差異についての補足説明

相対的に給与水準が高い医師が含まれており、また男性医師が多いことが、要因と考えられる。

医師を除いて集計を行った場合は以下の通り。

区 分	男女の賃金の差異
	※男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	77.9%
うち正社員	90.2%
うちパート職員	123.1%